

調達公告

企画コンペ方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成26年12月1日

※注記※
本件業務については、期日(12/12)までの参加申込者が1名のみとなったため競争性を確保するため公告を取り下げ企画コンペを中止しました。

1 企画コンペに付する事項

件名	安来市広域生活バス運行業務委託 (以下「本件業務」という。)	
実施(納品)場所	安来市	
業務期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	
業務概要	路線バス運行 平日183便 車両管理 27台 バスターミナル管理 3箇所 運行日 1/1～3を除く年362日 運行管理事務 ※詳細は仕様書にて確認すること。なお仕様内容について不明がある場合は、個別に説明を行うので、その場合は、12月4日までにFAXで申込を行うこと。	
担当部署	市民生活部市民参画課 電話 0854-23-3069 FAX 0854-23-3155	
入札保証金	免除する	
契約保証金	免除する	
支払条件	前金払	無
	部分払	有 月払
概算事業費	469,182千円(消費税及び地方消費税を除く) ※予定価格については、この範囲内で別途算定します。	
その他	参加者が1名の場合は、企画コンペを行わない。	

2 参加する者に必要な資格

平成25・26年度安来市物品の製造の請負等業者有資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体の参加は認めない。

基本要件	1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと 2 安来市における市税の滞納がないこと 3 参加申請の提出期限までの間に安来市による指名停止を受けていないこと 4 次の各号のいずれにも該当しない者 (1) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者 (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
------	--

	(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続の申立てがなされている者 5 参加しようとする他者との間に次に掲げる何れかの関係がないこと (1) 親会社と子会社の関係 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係 (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係 (4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
営業所所在地	安来市または雲南市・奥出雲町・米子市・南部町・日南町・松江市・境港市に本社か支店・営業所を置いている又は運行業務開始時まで支店又は営業所を置くことができるもの
業務実績等	安来市または他地域において、すでに車輛運行管理業務の実績を有するもの

3 参加資格の確認等

参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

提出書類	参加申込書 1部 企画提案書 9部 見積書及びその内訳書 1部 消費税及び地方消費税納税証明書（写し不可） 1部 安来市税納税証明書（写し不可） 1部（安来市の課税がある場合） 一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し等、バス運転事業を行っていることを確認できるもの。 運行管理資格者証の写し2名分。
提出先	1. の担当部署まで
提出期限	平成26年12月12日 午後5時まで（必着）
提出方法	持参、郵送又は宅配による ※FAX及びインターネットを使用した送付は認めない。
提出書類の入手方法	安来市ホームページ（ http://www.city.yasugi.shimane.jp/ ）からのダウンロード又は担当部署での入手による
確認審査	提出期限ののち速やかに行い、一次審査の結果と共にFAXにより通知する。
参加資格がないと認められた者に対する説明	参加資格がないと認められた者は、市に対して理由の説明を求められることができる。この場合において、参加資格の結果を受け取った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）以内に参加資格がないとされた理由を書面により説明を求められるものとする。
参加資格の取り消し	確認審査後、次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消す。 (1) 二次審査の時点までに参加に必要な資格を喪失した者 (2) 二次審査の時点までに安来市による指名停止を受けた者 (3) 二次審査の時点までに法令違反等が報道等により明らかであり契約の相手方として不適当であると認められる者

4 仕様書等の閲覧、質問及び回答

仕様書等の閲覧、質問及び回答については次のとおりとする。

閲覧方法	安来市ホームページからのダウンロード又は担当部署での閲覧。
------	-------------------------------

仕様書等の送付	行わない。
閲覧場所での閲覧期間	公告の日から提出書類提出期限の前日まで。ただし閉庁日及び執務時間外は除く。
仕様書等への質問方法	仕様書等に関する質問のある者は、書面にて担当部署へ持参又はFAXにて提出すること。※郵送及び宅配は認めない。
提出期限	平成26年12月8日 午後5時まで（必着）
回答	原則として提出期限の翌日にFAXにより回答し、安来市のホームページにも掲載する。

- 5 二次審査（プレゼンテーション）の日時と会場
二次審査（プレゼンテーション）の日時と会場については次のとおりとする。

日時	平成26年12月24日 14時 （都合により変更する場合有）
会場	安来中央交流センター 2階 第6会議室
その他	二次審査の順番及び持ち時間等については一次審査合格者に別途通知する。

- 6 企画提案書及び見積書作成等について
企画提案書及び見積書作成等について

企画提案書の記載方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価項目等については、別紙企画コンペ説明書で確認すること。 2 指定の様式により作成すること。 3 各評価項目については、最大A4用紙1枚以内にまとめること。 4 一度提出した企画提案書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
見積金額の記載方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積回数は1回までとする。 2 見積金額は3年運行分の総額を記載すること。 3 消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。 4 1円未満の金額は記載しないこと。 5 一度提出した見積書の書換え、引替え又は撤回は認めない。 6 見積金額の錯誤は認めない。
内訳書	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積書の提出に併せて、その内訳書を提出すること（提出された内訳書は返却しない。）。 2 内訳書は、参加者の商号又は名称を記載し、押印のうえ提出すること。 3 内訳書の合計金額は、見積書の金額と一致させること（一括値引きは認めない。）。

- 7 無効と失格要件
無効と失格要件は次のとおりとする。

無効要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 条件に違反してなされた企画提案 2 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる企画提案 3 同一人が本件業務について2種類以上の見積書又は企画提案をした場合のそのいずれもの見積書又は企画提案 4 金額の記載のない見積書 5 金額等を訂正した場合において、訂正印のない見積書 6 件名、実施（納品）場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は押印のない見積書又は企画提案 7 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書又は企画提案
------	--

失格要件	1 提出書類に不備不足がある者 2 二次審査（プレゼンテーション）において遅参又は欠席した者 3 二次審査（プレゼンテーション）の時点までに安来市による指名停止を受けた者 4 本件業務の参加資格確認において虚偽の申請をした者
------	---

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次のとおりとする。

一次審査合格者の決定方法	予定価格の範囲内の価格をもって有効な見積をした者
二次審査（プレゼンテーション）合格者（落札者）の決定方法	一次審査合格者のうち、二次審査（プレゼンテーション）により求めた数値（標準点100点+評価項目による加算点=評価点）を見積金額で除し、1,000,000を乗じて求めて数値（評価値）が一番高い者で有効な企画提案をした者 $\text{評価点} / \text{見積金額} \times 1,000,000 = \text{評価値}$ 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、クジにより落札者を決定する。

9 その他

その他については次のとおりとする。

落札者の決定後、契約を締結しない場合	1 落札者決定から契約締結までの間に落札者が参加に必要な資格を喪失した場合 2 落札者決定から契約締結までの間に落札者が安来市により指名停止を受けた場合
落札者と契約を締結しない場合の対応	再度公告を実施又は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき落札順位の高い者から順に契約締結交渉を行う。
費用負担	見積書及び企画提案の作成等一切の費用は参加者の負担とする。
著作権等の取り扱い	企画提案の著作権は、参加者に帰属する。ただし、見積結果等の公表において本市が必要と認める用途については、企画提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。企画提案の複製が必要は場合は、参加者の承認を得た上で行う。
結果等の公表	落札者を決定した場合は、見積結果等に関する書類を閲覧に供する。

企画コンペ説明書

1. 件名 安来市広域生活バス運行委託業務

2. 企画コンペ方式を採用する理由

運転業務を委託するにあたり、職員・業務の体制等、公共交通の適正な運行を行うにあたり委託料のみではなく、総合的な見地で業者選定を行う必要がある為。

3. 評価項目及びその配点

(1) 業務実績

過去10年間に、同一地域で20台以上のバスの運行管理業務実績を評価する。

(2) 地域貢献

安来市に対する地域貢献を評価する。

安来市内に本店又は支店等を有している場合と、そうでない場合。

(3) 運行管理

バスの運行にあたり、欠便等のトラブル発生を回避するための点呼簿等の精度はどのようになっているか。またどのように運用するかを評価する。

(4) 連絡体制

市に対する連絡、市からの指令に対しどのような体制が出来るかを評価する。

(5) 事故・クレーム対応

事故発生時に、事故処理や相手先への交渉等に対する姿勢や体制を評価する。利用者からの意見・苦情に対しどのような体制・姿勢で臨むか。また以後の運行に関して意見を反映させる機能を持つか。

(6) 職員研修

市の業務を受託するにあたり、職員に対しどのような研修を行うか。また継続的な研修体制がとられるかを評価する。

(7) 車両管理

イエローバスの車両管理及び整備について、どのような体制で行うか。また経費削減が見込まれる提言があるかを評価する。

(8) 事務協力

燃料費の決裁代行等、行政の事務作業の軽減化に寄与できる部分を評価する。

(9) 職員体制

無理のない勤務体制を行ったり、行政からの依頼に基づく臨時便に対応可能なだけの職員採用を行うかを評価する。

(10) 提案

バス運行にあたり、乗車増や収入増又は経費の節減に繋がる具体的かつ有効と思われる提案を評価する。

- (11) 業務履行に関する安定性
 会社の規模や業況、組合活動によるスト等、天災以外の要因により運行に支障をきたす懸念がないかを評価する。
- (12) 付随業務履行能力
 運転・運行管理以外に仕様書に定める業務について（バス停アナウンス、定期券等販売等）の履行について懸念がないかを評価する。

評価項目	配分点	加算点	
(1) 業務実績	10	10	0
(2) 地域貢献	3	3	0
(3) 運行管理	10	10	~ 2
(4) 連絡体制	8	8	~ 1.6
(5) 事故・クレーム対応	12	12	~ 2.4
(6) 職員研修	6	6	~ 1.2
(7) 車両管理	8	8	~ 1.6
(8) 事務協力	8	8	~ 1.6
(9) 職員体制	8	8	~ 1.6
(10) 提案	12	12	~ 2.4
(11) 業務履行に関する安定性	5	5	~ 1
(12) 付随業務履行能力	10	10	~ 2
合 計	100		

項目（1）・（2）を除き、他は5段階評価を行い、配分点を5で割り評価点を乗ずる

平成 27～29 年度安来市広域生活バス運行事業業務委託仕様書

1. 運行路線 1 5 路線 5 5 系統 別紙 路線系統一覧のとおり
2. 運行エリア 安来市一帯及び米子市の一部
3. 車両台数 小型バス（乗車人員 29 名以下） . . . 1 4 台
 中型バス（乗車人員 37～44 名） . . . 7 台
 中型バス（乗車人員 57～60 名） . . . 6 台
4. 貸与施設 安来バスターミナル（安来市安来町 1068-1 番地）
 広瀬バスターミナル（安来市広瀬町広瀬 1006 番地）
 伯太バスターミナル（安来市伯太町赤屋 117 番地 1）
5. 業務委託内容
 - ① 運転手業務について
 - (1) 安来市の作成する運行ダイヤ表に基づく、車両の運行
 - (2) 乗車料金管理
 - (3) 車内マイクによるバス停アナウンス
 - (4) 乗車料徴収時における両替
 - (5) 車内における一日乗車券及び回数券の販売
 - (6) 回送時での給油
 - (7) 乗車人員計測
 - (8) 運転日誌記載
 - (9) 安来市の依頼に基づく臨時バスダイヤの車両運行
 - (10) その他運転に係る業務
 - ② 点呼業務について
 - (1) 運行管理・点呼簿の記載
 - (2) 乗車人員集計管理・報告
 - (3) 乗車料金・各種販売料の集計及び納金
 - (4) 電話等各種問合せへの対応
 - (5) ターミナルにおける定期券・回数券・一日乗車券の販売及び在庫管理
 - (6) 減免証明書の発行
 - (7) ターミナルの維持管理
 - ③ 運行管理責任者について
 - (1) 運転手及び点呼者の指導監督

- (2) 事故・苦情への対応
- (3) 車両に関する一般管理
- (4) ダイヤ改正に伴う補助作業
- (5) 安来市に対する連絡業務
- (6) 安全運転管理者、副安全運転管理者の選出及び関係業務の実施
- (7) その他バス運行に関する管理業務

6. 業務体制 委託業務を行うに辺り、運転手の他に安来・広瀬バスターミナルに点呼者をそれぞれ常駐させ、別に道路運送法第 23 条の 2 の規定により運行管理者資格を有する正副運行管理者を置く。
7. 請負期間予定 平成 27 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで
8. その他条件 運転手は大型 2 種免許を有すること
9. 留意点 現在、安来市公共交通連携計画により、公共交通の見直しを行っている。
参考：安来市公共交通連携計画は
<http://www.city.yasugi.shimane.jp/seikatsu/koutsu/renkeikeikaku.html>
をご覧ください。